

公 告

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三の規定に基づく防火管理取得講習会を次のとおり実施する。

令和七年五月一日

京築広域圏消防本部

消防長

上森 伸



一 実施する講習

甲種防火管理新規講習

（修了者には、修了証を交付する。）

二 講習内容及び時間

※消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者については「防火管理の意義と制度」についての講習を免除することができる。

科 目	時 間（甲種）
防火管理の意義と制度	二時間
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間
防火管理に係る消防計画	二時間
計	十時間

三 講習日時及び場所

（一）講習日時

講習日は令和七年八月二十一日（木）・八月二十二日（金）の二日間
午前九時五十分から午後四時四十分まで（受付は、九時二十分から九時五十分）

（二）会 場

京築広域圏消防本部 講堂 （豊前市大字荒堀五二五番地二）

四 講習対象者

- （一）当管内で防火管理者が未選任となっている事業所又は令和七年八月二十三日から令和八年八月二十一日までの間に、当管内で事業所の防火管理者が未選任となる事業所に勤務する者
- （二）当管内に在住の方で、事業所の防火管理者が未選任又は令和七年八月二十三日から令和八年八月二十一日までの間に、事業所の防火管理者が未選任となる事業所に勤務する者

※当管内・・豊前市、吉富町、上毛町、築上町、みやこ町

五 受講手続き及び受付期間

（一）受講の申込み方法

甲種防火管理新規講習受講申込書に写真一枚及び受講料六千円（税込）を添え、京築広域圏消防本部予防課指導係へ提出すること。（インボイス制度への対応は行っていない。）

※講習の免除を受けようとする消防設備点検資格者講習の既修者又は自衛消防業務講習の既修者については、修了証又は免状の写しを添付すること。

※受講申込書は、京築広域圏消防本部、最寄の署所及びホームページで取得できます。

（二）受付期間

受講受付期間は、令和七年七月一日（火）から七月三十一日（木）まで
平日の午前九時から午後五時まで（土曜、日曜及び祝祭日は除く。）

六 その他

※定員（五十名）になり次第、受付を締め切ります。

※受講料は、申込み後は返金できません。

※受講当日に発熱や体調不良等がある場合は、受講を遠慮していただくことがあります。

※自然災害発生等の状況を踏まえ、中止又は延期する場合があります。

※受講手続き、その他のお問い合わせは、京築広域圏消防本部 予防課指導係までお願いします。